

## 高島市税共用封筒の有料広告掲載募集要領

### 1 趣旨

高島市税務課が使用する封筒（以下「共用封筒」という。）に掲載する有料広告を募集します。

### 2 共用封筒の使用目的

共用封筒は、税務課から市税等の納税義務者に対して納税通知書等の送付に使用します。

今回、有料広告を掲載する共用封筒を使用する主な文書は次のとおりです。

- ・市県民税の納税通知書等の送付
- ・軽自動車税の納税通知書等の送付
- ・国民健康保険税の納税通知書等の送付
- ・上記3税目の納付書送付

### 3 募集する有料広告の概要

今回、有料広告を掲載する共用封筒の種類は、市県民税、軽自動車税および国民健康保険税の納税通知書等の送付に使用する洋形長3号封筒です。

募集する有料広告については、次の表のとおりです。

| 税目             | 市県民税              | 軽自動車税             | 国民健康保険税           |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 封筒の種類          | 洋形長3号封筒           | 洋形長3号封筒           | 洋形長3号封筒           |
| 掲載位置           | 別図のと通りの位置         | 別図のと通りの位置         | 別図のと通りの位置         |
| 掲載枚数<br>(発送枚数) | 23,000枚           | 20,000枚           | 13,000枚           |
| 寸法             | 縦 55mm<br>横 100mm | 縦 55mm<br>横 100mm | 縦 55mm<br>横 100mm |
| 枠数             | 2枠                | 2枠                | 2枠                |
| 掲載料（消費税込）      | 1枠23,000円         | 1枠20,000円         | 1枠13,000円         |
| 封筒の色           | 茶色                | 茶色                | 茶色                |
| 刷り色            | 黒色1色              | 黒色1色              | 黒色1色              |
| 広告デザインの数       | 1枠につき<br>1デザインのみ  | 1枠につき<br>1デザインのみ  | 1枠につき<br>1デザインのみ  |

4 共用封筒の使用期間(目安)

令和9年4月頃から令和9年12月頃まで

5 応募資格

高島市の税の滞納がない者

6 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、広告の原稿を添付して、持参または郵送によりお申し込みください。広告の原稿についてはメールでの送付も可とします。
- (2) 市県民税、軽自動車税および国民健康保険税のうち、複数の共用封筒に応募することができます。

7 申込期限

令和8年12月28日(月) 17時必着

8 申込み先および問合せ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

高島市役所 総務部 税務課

TEL 0740-25-8109

E-mail [zeimu@city.takashima.lg.jp](mailto:zeimu@city.takashima.lg.jp)

9 掲載することができない広告

次のいずれかに該当する広告は、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念を抱かせ、または危害を加えるおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

これらのほか、掲載できる広告の基準については、高島市広告掲載基準に定められています。

## 10 広告の内容の審査

広告掲載の内容については、高島市広告審査会において審査します。

審査の結果、内容の修正または削除などが必要なときは、応募者に依頼します。この場合、正当な理由がなければ、この依頼に応じなければなりません。

## 11 広告掲載の決定

各共用封筒について募集枠以上の応募があった場合、掲載する広告はくじにより決定します。くじは当課において執行しますが、公開で行います。

くじに立ち会われなかった応募者の方には、くじの結果について文書で通知します。

## 12 広告掲載料の納付

広告掲載料の納付日などについては、広告掲載の決定と併せてお知らせします。

## 13 その他

- (1) 共用封筒の使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。
- (2) 使用期間中に広告のデザインなどを変更することはできません。
- (3) その他有料広告の掲載に関してわからないことや不明な点がある場合はその都度問い合わせてください。

別図

